

9. 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る届出について

【ページID 1067857】

訪問介護事業所において、令和6年度の介護報酬改定により、同一建物減算に新たな減算の区分が設けられました。訪問介護において、同一敷地内建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加するのに対し、移動時間や移動距離が短くなっている実態を踏まえ、報酬の適正化を行うために設けられた区分です。減算に該当する訪問介護事業所は、必要書類の提出をお願いいたします。

【同一建物減算の区分について】 ※（4）が令和6年度介護報酬改定により新設

減算の区分	算定要件
(1) 10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ※事業所と同一建物の場合を含む (2) 及び (4) に該当する場合を除く
(2) 15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
(3) 10%減算	上記(1)以外の範囲に所在する建物に居住する者 ※当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合
(4) <u>12%減算</u>	<u>正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(※)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</u> ※事業所と同一建物の場合を含む <u>(2) に該当する場合を除く</u>

1. 判定方法

訪問介護事業所は毎年度2回（前期・後期）の判定期間において、当該事業所における訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合は、当該建物等に居住する利用者に提供される訪問介護のすべてについて減算を適用する必要があります。実際の計算については、【ページID 1038884】に掲載の「(別紙10) 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」等を活用ください。

※訪問介護と訪問型サービスについては、提供総数を分けて計算してください。

※計算の結果、割合が100分の90以上である場合において、100分の90以上に至ったことについて正当な理由がある場合は、当該区分の減算は適用されません。正当な理由の範囲等については【ページID 1067857】を確認してください。

2. 判定期間、減算適用期間及び届出提出期限

判定期間、減算適用期間及び届出提出期限は下記のとおりです。

	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から当年度3月末日	9月15日
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	翌年度4月1日から翌年度9月末日	3月15日

※届出期限に該当する日が閉庁日の場合は、翌開庁日を提出期限とします。

3. 必要書類

- ① (別紙 2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
(別紙 50) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 (訪問型サービス用)
- ② (別紙 1-1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
(別紙 1-4) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (訪問型サービス用)
- ③ (別紙 10) 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

※体制状況が変更になる場合は、①～③すべてをご提出ください。

※③については、体制状況の変更に関わらず、計算の結果、割合が100分の90以上になる場合にご提出ください。(割合が100分の90以上になるに至った正当な理由がある場合も「(別紙 10) 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」の提出は必要です。)

※上記に該当しない事業所につきましても、「(別紙 10) 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」を作成し、必ず5年間保存してください。